

西宮市行政内福祉連携担当者設置要綱

(設置)

第1条 援助を必要とする高齢者および障害者（児）に対し医療・保健・福祉面から総合的に支援を行うため、また、窓口での対応を連携して行うことを目的として福祉連携担当者を設置する。

(所掌事務)

第2条 福祉連携担当者は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待およびその他の権利侵害を受けている高齢者および障害者（児）の処遇に関して、関係機関と協力して行うこと。
- (2) 高齢者および障害者（児）へ円滑かつ横断的に対応できるような行政内での連携体制の構築に関すること。

(組織)

第3条 福祉連携担当者は次に掲げる各課の職員から構成する。

- (1) 介護保険課
- (2) 高齢福祉課
- (3) 障害福祉課
- (4) 生活支援課
- (5) 厚生課
- (6) 地域保健課
- (7) 健康増進課
- (8) その他必要と認めるもの

(庶務)

第4条 福祉連携担当者に関する庶務は、障害福祉課、生活支援課において所管する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。